

公益社団法人 宮崎県漁村活性化推進機構役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条及び第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに定款第30条の規定に基づき、役員報酬等の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

- 第2条 推進機構は、常勤の理事及び監事に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員（宮崎県職員の身分のまま派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。）の報酬は月額とする。
 - 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に期末手当を支給することができる。
 - 4 県派遣役員の報酬については、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）その他の宮崎県職員に適用される諸規程を適用する。

(報酬等の額の決定)

- 第3条 常勤役員の報酬月額は、別表の「常勤役員の報酬月額」とする。
- 2 常勤役員の期末手当の額は公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、職員給与規程第18条第3項に規定する支給率及び同条第5項に規定する加算の割合は、会長が別に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬及び期末手当の支給に関する詳細は、職員給与規程に準ずるものとする。

(通勤手当)

- 第5条 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 2 通勤手当の額及び通勤手当の支給に関し必要事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずる。

(費用の支給)

第6条 役員等がその職務に当たって負担した費用については、職員給与規程の適用を受ける職員の例により、その費用を弁償することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

常勤役員の報酬月額

| 職 名 | 報 酬 月 額 |
|---------|----------|
| 専 務 理 事 | 293,200円 |